

学校給食センター所長 社 本 健 二
学校教育課主査 三 輪 典 幸

学校教育課長補佐 佐 橋 竜 午

◎開会

○吉田委員長 本日は、傍聴人なしですね。教育委員は5名中の4名参加ですので成立ということで、ただいまより大口町教育委員会7月臨時会議を始めます。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 委員長報告

○吉田委員長 それでは、2番の報告、(1)委員長報告としまして、私、5月と6月、2回連続で欠席させていただきまして申しわけございませんでした。御迷惑かけました。

修学旅行も無事終わり、学校訪問も無事終わり、これから夏の中学校の管内大会であるとか、夏季休業ということに入っていきます。子供が、先生も含めて事故や不祥事のないように、教育委員会としても目を光らせておかないといけないなと思っております。

それでは、先ほど行われました丹葉事務協議会のほうの御報告としまして、教員の不祥事というのが上げられまして、その撲滅に尽力していただきたいということでした。それから、高校入試が変わるということが、今の中1の学年からあるということ。それから、特に学校の事務職員が若返っているの、人材育成について、町内の学校が連携してうまくやっているといいというような話がありましたが、特に事務は教育委員会にも関係しますかね。そんなことで、こちらからもアドバイスをしていただけたらと思います。

委員長報告は以上です。

◎日程第2 教育長報告

○吉田委員長 それでは、引き続き教育長報告をお願いします。

○長屋教育長 それでは、先般が6月26日でしたので、それ以降の件についてですけれども、27日の図書館協議会が開かれて、図書館のあり方、運営の仕方についていろいろ御意見をいただく会がありまして、丹羽委員には大変お世話になりました。

それから7月1日ではありますが、社会を明るくする運動というのが戦後ずっと続いているわけですが、その出発式がありました。その折に各小・中学校にファイルを更生婦人会のほうからいただきました。

それから2日の日ですけれども、給食センターの運営委員会というのが開かれまして、給食についてのさまざまな御意見をいただく、そういう会議がありました。

それから2日ではありますが、事務局のほうで北名古屋市の栗島小学校という、旧西春町立の小学校ですけれども、そこへ朝7時ぐらいから出かけていきました。そこで何を視察に行ったかといいますと、平成14年度から、その学校はフッ化物洗口を実施している学校でありまして、その様子がどうなのかというのを聞きました。学校は、ちょうど大口南小学校と同じぐらいの

規模であります。先般行った岩倉東小学校は小学校3年生まででしたけれども、この栗島小学校は全校児童がぶくぶくのフッ化物洗口をやっておりました。やり方につきましては、朝8時半ぐらいに養護教諭が各担任に洗口液を渡す。その洗口液を各教室へ担任が持って行って、配付する。そして、みんなに行き渡ったところでストップウォッチを持って、1分間のぶくぶくうがいをして、ぶくぶくうがいをやった後は、子供たちは、自分のコップに吐き出して、それを手洗い場へ行って洗浄するという事です。

養護教諭の話をお聞かせすると、その養護教諭がその学校へ行ったときにびっくりしたそうです。びっくりしたというのは、虫歯の少なさ、物すごく少なさに驚いたという、そんな話をしてくださりました。現在、北名古屋市は十四、五校の学校があるんですけれども、平成19年度からは、もとの師勝町のほうも取り組むようになりまして、全小学校で実施をしているという状況でした。

それから、洗口液の希釈につきましても、岩倉東の場合は、薬剤師による希釈というのを経ていましたけれども、そこは粉の袋を決められた量の中へぽんと入れて振ればできるというような、そういうものでしたので、大変参考になりました。

それから、学校関係ですけれども、大口中学校、6月に入りまして1人、先生が体調というか、心の健康を崩されまして、病休に入りまして、その代替の先生の手配をして夏休みを迎えるという状況になっております。

それから、部活動関係で、先般管内の陸上大会が開かれまして、男子は3位、女子は総合で2位といういい成績をとったという報告を受けております。以上です。

○吉田委員長 ありがとうございます。

(午後 3時07分)

◎日程第3 議事録署名者の指名

○吉田委員長 では3番、議事録署名者の指名を行います。私と丹羽孝子委員でお願いいたします。

◎日程第4 議 題

議案第19号 平成26年度使用小中学校用教科用図書の採択について

○吉田委員長 4番、議題ですが、議案第19号 平成26年度使用小中学校用教科用図書の採択について、事務局、お願いします。

○佐橋学校教育課長補佐 それでは、議案第19号について説明をさせていただきます。

1枚、次第をはねていただきたいと思います。

議案第19号 平成26年度使用小中学校用教科用図書の採択について。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、大口町教育委員会の採択を求める。平成25年7月3日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由としましては、この案を提出するのは、上記の法律第13条及び第14条の規定に基づき、平成26年度に使用する小中学校用教科用図書を採択する必要があるからであるということでございます。

1枚ページをはねていただきたいと思います。

こちらのほうに写しということで文書がついておりますけれども、先ほど丹葉地方事務協議会において、平成26年度使用小中学校用教科用図書の採択の承認をいただきました。その承認をいただいたことに関しまして、報告が丹葉地方事務協議会会長 大野雅夫様から、大口町の教育委員会教育長宛に書類が届きましたので、御報告をさせていただきます。

また、もう1枚はねていただきまして、この文書とこの次の文書につきましては、この後御審議をいただきまして決定をいただきましたら手続をさせていただくという書面になってきますけれども、大口町教育委員会教育長から各町立小・中学校長宛への採択が決定しましたというような通知文の案になります。

もう1枚はねていただきたいと思います。こちらのほうが、大口町教育委員会教育長から、丹葉地方事務協議会会長 大野雅夫様への採択決定についての報告の文書という形になります。

この2枚については、これから御承認をいただいた後の流れというような形になってきますので、まずは御承認のほど御審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○吉田委員長 今の件につきまして、いかがでしょうか。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 ちょっと補足させていただきたいと思います。

教科書の採択につきましては、愛知県におきまして9地区、広域による採択地区ができております。この大口町を含みます地区につきましては、丹葉地区を構成させていただいております。犬山、岩倉、江南、そして丹羽郡と一宮市、稲沢市の自治体の中で採択地区が1つの教科用図書採択地区協議会という組織をつくって一緒に研究を行っております。4年ごとに教科用図書採択の事務につきまして、当番を定めさせていただき、進めておるわけでございますけれども、昨年度、平成24年度からは24年度、25年度、26年度、27年度の4年間にわたりまして、この丹葉地区が責任をもって事務をやるということが合意されております。そうした中で、今回の改訂につきましては、犬山市が4年間担当をやってくれるという合意ができておりまして、現在進められ、先ほど佐橋補佐から申し上げましたとおり、事務協議会のほうへ報告があったものでございます。

義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律の中では、4年間は原則、統一教科書

を使用することになっておりますが、今回、議案として提出させていただいておりますのは、平成26年度において、大口町の学校で使用する教科書を昨年と同じものを使用することについて、大口町教育委員会でお認めいただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○吉田委員長 今の追加の補足説明もあわせまして、いかがでしょうか。

(挙手する者なし)

○吉田委員長 特に御意見もないようでしたら、採択といたします。よろしくお願ひいたします。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 なお、御採択いただきました図書の名称がお手元に配付させていただきますいております。小学校と中学校で使っております図書の目録ですが、発行者と教科書名を書いたものをお手元に配付させていただきますので、御了承いただきたいと思ひます。

なお、この教科書でございますけれども、6月11日から7月5日まで、江南市の図書館におきまして展示がされておりますので、よろしければごらんをいただけるとよろしいかと思ひます。以上です。

○吉田委員長 ありがとうございます。

◎日程第5 その他

○吉田委員長 では、5番、その他に入ります。

○佐橋学校教育課長補佐 その他の説明をさせていただきます。

それでは、1枚書類をはねていただきたいと思ひます。

こちらのほうに案ということをつけさせていただきます。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書というもので、平成24年度対象の事業に関する報告書をつけさせていただきます。

こちらにつきましては、前回の教育委員会で外部評価委員の委嘱についてお認めをいただきました2名の方に評価をしていただくということで、そのための資料ということで作成をさせていただきます。

外部評価の今後の予定としましては、3回程度の委員会活動を行いたいと思っております。進め方としましては、1回目は外部評価の進め方、資料説明、図書館、プール、給食センター等の視察、そういったことを予定しております。また、2回目につきましては、この資料に関する評価委員さんからの質疑・応答というものを予定しております、3回目に評価をいただくというような形で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○吉田委員長 ありがとうございます。

特に御意見はありますか。

(挙手する者なし)

○吉田委員長 ではよろしくお願いします。

そのほかは。

○丹羽(孝)委員 通学路のことにに関してなんですが、これから雨が降ったりして、昨年のままになっていると、草がすごく伸びてくると思いますので、ここのところをよく安全のほうからの不審者が出たとかというのが多いものですから、やはり通学路の点検をお願いしたいかなと思います。木が下がってきて、イラガに刺されたとか、それもよくないと思いますので、通学路の点検のほうをよろしくお願いします。

○吉田委員長 それは、学校でやるということなのか、役場というか、行政としてやるのか。

○丹羽(孝)委員 通学路というのは、どちらが……。

○佐橋学校教育課長補佐 今すぐというような話にはならないかもしれませんが、学校教育課のほうから各学校のほうに、毎年度行っておるんですけども、通学路の安全点検、または安全に対する改善要望というものを、各学校単位でまとめて出してくださいという、そういう依頼の文書を出させていただいております。それに対して、学校としても通学路を再点検して、危険箇所ですとか、そういったところの改善要望というのが出てくるんですけども、そういった要望を受けて、また学校教育課なり、町部局の町民安全課ですとか、建設農政課とそれらに対する対策を講じていくというようなものを行う予定はしております。

○吉田委員長 今、現段階は、学校に出してくれという通知をしたということですか。

○佐橋学校教育課長補佐 したところまで今進んでおります。

○吉田委員長 いつまでにそれは出すように、学校からは。

○三輪学校教育課主査 要望の提出期限につきましては、8月の末ということをお願いしております。と申しますのは、夏休み時期に大体先生方がPTAの方から上がってきた項目について、現地を一度確認をされたりということが、やはりこういった学校がある期間ですと、時間がとれないということもありまして、例年、夏休み期間中に先生方が回っていただいて、確かにそうだねというような確認をして、こちらに報告をいただくということになっております。

○吉田委員長 そうすると、年に1回夏休みにやっているということですね。

○三輪学校教育課主査 そうです。

○吉田委員長 そういうことです。

○長屋教育長 今の関連で、五条川の遊歩道ですね。あそこが通学路になっているところが大変多いんですけども、あれが近年、本当に地域の有志の方が草やら、桜の守りやらということ

で、かなりやっていただいていることが多いです。特に河北のほうなんか、通学路にかかってきている草を、やっつけてさったりとか、車で走るとその様子がよくわかると思うんですけど、かなりやってもらっている。あと毛虫ですね。

○丹羽（孝）委員 私が見たのは、その五条川の歩道はすごくきれいなんですね。きれいに皆さん刈ってやってあるんですけど、そこまで入っていく細い道が、子供たちが通るであろう道が、道の中にたくさん草が生えていたんです。あれどうなるのかなと思っていたら、お聞きしたところによると、その草は見るに見かねて区長さんが刈られたというふうに聞いたものですから、学校側としてはどういうふうになっているのか。また、不審者のそういうのが、これから草がいっぱい茂ることになると出やすくなっても困るかなとも思ったり、こういうところに隠れられても困るので、やっぱり五条川はとってもきれいですが、細い道とかとなってくると……。

○長屋教育長 本当は所有者がやっぱり管理をして、よく消防署から枯れ草になると火災の危険ということであるんですけども、歩道のところに生えている草に関しては誰が刈るのかなと思ったりするんですけど、その隣の辺の所有者の畑はきれいにしてあったんです。でも、歩道のところにたくさん生えているのは、どういうものなのかなと。

○吉田委員長 それは、町道だったら町だろうし。

○佐橋学校教育課長補佐 学校教育課にもそういったお話をいただきますので、そういった場合は、我々のほうから、町の道路管理部局の建設農政課というところをお願いをさせてもらって、草を除草してもらいますとか、そういった依頼をさせてもらっています。

○丹羽（孝）委員 そうすると、子供たちがもし、父兄が見ていて、この道はちょっとと思うときは、役場のそちらのほうにお願いですね。区長さんのほうにお願いに行けばいいんですよ。そうしたら、区長さんが見ていただいて、そちらのほうにお願いしていただくと。

○佐橋学校教育課長補佐 そうですね。区長さんでもよろしいですし、我々のほうでもいいんですけども、ただ、すぐ対応できるかどうかいうと、なかなか建設農政課も難しい面がありますので、ただ今年から、町に産業推進室という部署ができて、公共施設のそういった環境整備というようなことも、新たにそこがやっていただくというような部署がありますので、そういったところとも相談しながら対応はしていこうかなというふうでは思っています。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 今、補佐が説明してくれました。確かに建設農政課もごさいますし、産業推進室もできましたし、教育委員会も当然あるわけですが、やはり地域の方とか、子供たちをやっぴり見ていただく地域の方が少しいろいろ御相談いただいて、できることだけで結構ですので、そういった形ができるといいなというふうに思っています。

行政が確かにお金を出せばきれいにはなるでしょうし、皆さんの御要望に100%お応えでき

る状況が整っておれば、当然それでいいと思うんですけども、今さっきも口はばったい物の言い方をしたんですが、なかなかすぐ対応できない。子供たちが毎日学校を通うという状況を考えますと、例えば地元で、何も無理して組織をつくっていただくとかということじゃなくて、隣の畑の人が少しあぜを刈っていただくみたいな感じで、少しきれいにしていただけると、子供たちの安全が確保できるのかなというふうには思います。

今、委員長も言われた所有者がきれいにするのは当然の話ですので、町道は所有者は大口町ですので、当然大口町がきれいにするべきだということはわかりますが、大口町の所有の前に公共施設だというふうに考えていただくと、みんなが使う公共施設の中で、自分ができることはどんなことができるというような発想していただけるといいなというふうにも思います。先ほど教育長が御紹介申し上げたのは、実は10年ぐらい前から活動をスタートしたんです。10年前は本当に100メートルもやるとみんなふらふらで、どうなるかと思ったんですけども、ここ10年が過ぎ、上は河北から下は豊田まで、全地区各団体が入っておっていただけています。ですから、大口町の五条川は年3回から4回は必ず草が刈られておりますし、きれいな五条川が保っておるということです。

ですから、地域でできることと、行政でないとできないこと、そこら辺のところを地域で一度、区長さんに投げかけていただけるのも一つの方法かなと。ただ、区長さんに投げかけられて、区長さんが手を出しちゃうと、それで完結しちゃうんで、そうではなく、区会とかいろいろで、こういうことがあると、私たちで何かやれることがあるだろうかぐらいの話をちょっとしていただくと、多少大口町が変わってくるんじゃないかというふうに思っております。ぜひ区長さんに言っていただきながら、区長さんが直接手を出すのではなくて、近くの人がそうだねということによっていただくとありがたいと思います。

ちょっと私自身の考えが入って申しわけないんですけど、本当にこういう場でお答えするような話、お答えではなかったかと思うんですけども、今大口町が進んでいる方向というのは、そちらの方向へ進んでおります。よろしく願いいたします。

○吉田委員長 ありがとうございます。

気がついたら、自分で。ただ、刈るのはいいんですけど、その刈ったやつは処分ですね。そんなのがどうするかわかっておるといいでしょうね。

○杉本生涯教育部長兼学校教育課長 今、委員長さんが言っていたように、確かにいいと、それなら刈ってやるぐらいのことなら刈ってやろうじゃないかと。さあ、刈ったやつはどうするんだと。例えば、住宅密集地で煙を出すわけにいかんと、どうするんだという相談は、環境課というセクションが対応しております。環境課のほうも御供所という場所なんですけれども、そういった刈った草を集める場所が1カ所つくってございますし、少量の草でしたら可燃ごみ

の中に入れていただければ、当然、その可燃ごみで処理させていただきます。大口町が今、可燃ごみの減量を進めておりますが、できれば草なんかは外へ出していただいて、その草を御供所へ持って行っていただくのが一番いいんですけども、車の問題ですとか、時間の問題等もございます。個人でやれる範囲というのはある程度知れておるものですから、ごみ袋に多少入れていただいても、それは必ず、毎週2回パッカー車によって回収できますので、そういった形、せっかくいいことやってもらって、枯れたから火をつける、煙が出る、洗濯物につくというパターンが、今大口町の中でどこでも、公害として発生しますので、せっかくいいことやっ
て、嫌な思いするということのもいけないと思いますので、環境課としてはそういう対応ができますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○吉田委員長 以上でよろしいですか。

○丹羽（孝）委員 はい。

○吉田委員長 そのほかはいかがですか。

（挙手する者なし）

○吉田委員長 では、ないようですので、次回はもう定例会で日にちは決まっていたね。いつでしたかね。

○長屋教育長 7月25日1時半。

○吉田委員長 ということです。

では、大口町教育委員会7月臨時会議を終わります。お疲れさまでした。

（午後 3時26分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員 長

委 員